

議案第 89 号

勝山市税条例の一部改正について

勝山市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準額に関し、勝山市税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市税条例の一部を改正する条例

勝山市税条例(昭和29年勝山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>勝山市税条例 (課税額) 第143条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第151条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第143条第2項本文の基礎</p>	<p>____市税条例 (課税額) 第143条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第151条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第143条第2項本文の基礎</p>

課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**20万円**を超える場合には、**20万円**)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**28万5,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万3,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円

(イ) 特定世帯 4,750円

課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が**22万円**を超える場合には、**22万円**)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**29万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万3,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円

(イ) 特定世帯 4,750円

(ウ) 特定継続世帯 7,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**52万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

(ウ) 特定継続世帯 7,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**53.5万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,300円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円
- (イ) 特定世帯 1,900円
- (ウ) 特定継続世帯 2,850円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,700円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円
- (イ) 特定世帯 600円
- (ウ) 特定継続世帯 900円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,800円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について800円

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,300円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円
- (イ) 特定世帯 1,900円
- (ウ) 特定継続世帯 2,850円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,700円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円
- (イ) 特定世帯 600円
- (ウ) 特定継続世帯 900円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,800円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について800円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勝山市税の納期の特例に関する条例の一部改正)

- 2 勝山市税の納期の特例に関する条例（平成3年勝山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

「勝山市税条例」を「市税条例」に改める。

- 3 勝山市税の納期の特例に関する条例（平成6年勝山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

「勝山市税条例」を「市税条例」に改める。

(地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例の一部改正)

- 4 地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例（平成19年勝山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中、「勝山市税条例」を「市税条例」に改める。

(勝山市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

- 5 勝山市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成2年勝山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「勝山市税条例」を「市税条例」に改める。

(勝山市債権管理条例の一部改正)

- 6 勝山市債権管理条例（平成27年勝山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中、「勝山市税条例」を「市税条例」に改める。

(地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

- 7 地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成28年勝山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第3条第1項中、「勝山市税条例」を「市税条例」に改める。

(勝山市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

8 勝山市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成28年勝山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、「勝山市税条例」を「市税条例」に改める。

(勝山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

9 勝山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和57年勝山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中、「勝山市税条例」を「市税条例(昭和29年勝山市条例第15号)」に改める。